

健康教育・指導業務受託候補者選定要綱

（目的）

第1条 この要綱は、健康教育・指導業務（以下「各業務」という。）の委託に当たり、事業の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、各業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定め、業務の品質確保に資することを目的とする。

（適用）

第2条 この要綱は、各業務の委託が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる場合に該当するものとして随意契約を行う場合に適用する。

（企画提案書）

第3条 各業務の委託に係る募集要項（以下「募集要項」という。）に、別表に掲げる事項を記載し、募集要項に沿った企画提案書の提出を募るものとする。

（選定委員会）

第4条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、「健康教育・指導業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を置く。

（構成）

第5条 選定委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 行財政局人事部人事課人材育成担当課長
- (2) 行財政局人事部人事課活性化推進係長
- (3) 行財政局人事部人事課安全衛生係長
- (4) 行財政局人事部人事課健康支援係長
- (5) 行財政局人事部給与課公務災害係長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、行財政局人事部人事課人材育成担当課長が必要と認める職員

（評価方法）

第6条 選定委員会は、別紙1選定評価表に基づき、第3条に規定する企画提案書について評価し、全ての評価者の平均点が最も高いものを受託候補者として選定する。

- 2 提出された企画提案書のうち、予定価格を超えているものについては、失格とする。
- 3 一者のみの応募の場合、平均点が50点を超えた場合は、受託候補者として選定するものとする。

(事務局)

第7条 選定委員会の事務局は、行財政局人事部人事課安全衛生担当に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、受託候補者の選定に関して必要な事項は、行財政局人事部人事課人材育成担当課長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 募集要項に記載する事項

業務内容及び業務期間
参加資格要件
企画提案書等
プロポーザルの手続の概要
その他

別紙 1 選定評価表

評価項目	評価基準	評価基準点	乗数	配点	
業務実績等	受託の期間	1 年未満	1	2 0	
		1 年以上 5 年未満	3		× 2
		5 年以上	5		
	過去 5 年間の受託件数	1 5 件未満	1		× 2
		1 5 件以上 3 0 件未満	3		
		3 0 件以上	5		
実施体制	業務の実施に当たり、信頼 できる実施体制が確保さ れているか。	5	× 2	1 0	
講師評価	講師は、本業務に関して精 通し、豊富な指導経験を有 するか。	5	× 3	1 5	
企画内容評価	本事業の趣旨を理解し、仕 様書の内容を企画に反映 した有益な指導内容とな っているか。	5	× 3	4 5	
	効果的な手法・技法を盛り 込み、実現可能な内容とな っているか。	5	× 3		
	受講者を惹きつける企画 内容となっているか。	5	× 3		
価格	1 0 点×（1－提示価格／予定価格） ※小数点以下第 1 位を四捨五入する。			1 0	
合計				1 0 0	

採点方法

- (1) 評価者（選定委員）は、各項目について、下表のとおり 1～5 の評価を行う。
- (2) すべての評価者の点を平均した点数の算出は、小数点以下第 2 位を四捨五入して行う。

評価 (審査基準点)	評価内容
5	十分満足できる
4	満足できる
3	普通
2	満足できるレベルよりやや劣る
1	満足できない